



この規則は、公布の日から施行する。

○告示

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年二月十二日

新	た	に	生	じ	た	土
所						地
在						
面 (平方メートル)						
積						
備						
考						

●佐賀県告示第七十七号

た。

平成十六年一月十二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつ

区域を変更する字の 名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
大字田野字蛭子ヶ浦	大字田野字蛭子ヶ浦 乙五七二一四四から乙五七二一六まで、乙五七二五一、乙五八三一十乙五八三十一乙五八三三十一乙五八三六十 乙五八三十七乙五八三二及び乙五八三三七の地先並びに乙五七三二、乙五七三三、乙五八三一十乙五八三二十乙五八三三十一乙五八三六十乙五八三七十七乙五八三二及び乙五八三三七に伴う護岸の地先
新 た に 生 じ た 土 地 所 在	佐賀県知事 古 川 康
大字田野字蛭子ヶ浦 乙五八三二、乙五八三三、乙五八三四、乙五八三七、乙五八三三、乙五八三三、乙五八三三、乙五八三三、乙五八三三、乙五八三六及び乙五八三三八に伴う護岸の地先並びに字虎ヶ浦 乙五八九一及び乙五九一一の地先、乙五八九六及び乙五八九七に伴う護岸の地先並びに乙五八九七の地先	面 (平方メートル) 積 備 考 ため 公有水面埋立てのため
平成十六年二月十二日	●佐賀県告示第七十八号
次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、

九

平成十六年二月十二日

区域を変更する字の 名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
大字田野字蛭子ヶ浦	大字田野字蛭子ヶ浦乙五八三一二、乙五八三二三、乙五八三一四、乙五八三二七、乙五八三三一、乙五八三三三、乙五八三三五、乙五八三二六及び乙五八三二八に伴う護岸の地先
大字田野字虎ヶ浦	大字田野字虎ヶ浦乙五八九一及び乙五九一一の地先、乙五八九六及び乙五八九七に伴う護岸の地先並びに乙五八九七の地先の護岸の地先

○佐賀県告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町長から届出があつた。

平成十六年二月十二日

新 所 及 及び護岸の地先	た 在 乙六〇八に伴う道路	に 在 乙六〇七及び乙六〇七の地先並びに乙五 九〇四、乙五九一三、乙五九一四、乙五九 八二、乙六〇一一及び乙六〇八に伴う道路	生 在 乙五九四三、乙五九八二、乙六〇〇一、 乙六〇〇二、乙六〇一一、乙六〇一二、乙 六〇七一及び乙六〇七二の地先並びに乙五 九〇四、乙五九一三、乙五九一四、乙五九 八二、乙六〇一一及び乙六〇八に伴う道路	じ 在 大字田野字虎ヶ浦乙五九一、乙五九四	た 土 面積 (平方メートル)	地 面積 (平方メートル)	備考
				公有水面埋立てのため			

○佐賀県告示第八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により次の土地が肥前町の区域内に新たに生じた土地であることを確認した旨、同町

長から届出があつた。

大字田野字虎ヶ浦	大字田野字虎ヶ浦乙五九一、乙五九四、乙五九四三、乙五九八二、乙六〇〇一、乙六〇〇一三、乙六〇一一、乙六〇一二、乙六〇七一及び乙六〇七二の地先並びに乙五九〇四、乙五九一三、乙五九一四、乙五九八二、乙六〇一二及び乙六〇八に伴う道路及び護岸の地先	名称を変更する字の	同上に編入する区域
----------	--	-----------	-----------

●佐賀県告示第八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

新 た 所 在	た に 在	生 じ 面 (平方メートル)	じ た 土 積	地 地
				備 考
大字田野字西川内乙六九一、乙六九二、乙七四一及び乙七四二の地先並びに乙六九二、乙六九三一、乙七三五十乙七四〇、乙七四一及び乙七四二に伴う道路及び水路の地先並びに字扇瀬乙七五三の地先		一、二九九・六一		公有水面埋立てのため

● 佐賀県告示第八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、肥前町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域	大字横田下字大岩
大字田野字西川内	同上に編入する区域	大字横田下字鳥越二二六三の一部、一二二六四、一二二六七、一二七二、一二一八二、一二一八四、一二三七二、一二三七四、一二三七六、二四〇七、二四〇九、二四〇一、二五六六、二六二五、二六四一、二六五三から二六五七まで、二六六二、二六六四、二六八三、二六九三、二七二、二七四六、二七四七、二七五二から二七五五まで、二七七二、二八二三及び二八三並びにこれらに伴う道路の区域
大字田野字扇瀬	大字田野字扇瀬乙七五三の地先	大字横田下字池場六〇六五、六〇七三及び六〇七四の一部並びにこれらに伴う道路の区域
大字東山田	大字東山田字ニタ股五四五八八の一部、五四六二の一部、五四六四の一部、五五〇三の一部、五五〇五の一部、五五〇七の一部、五五四一の一部、五五四五三、五五四五四の一部、五五四六、五五四七、五五四七二の一部、五五四七三、五五四七四、五五四八、五五四八二、五五四九、五五四九二、五五四〇一、五五四〇二、五五四三の一部、五五五三五、五五四一部、五五六六の一部、五五六〇の一部、五五六二の一部、五五六七の一部及び五五六八の一部並びにこれらに伴う道路の区域	
大字東山田字姫小路	大字東山田字姫小路五五七三の一部及び五五七四の一部	大字横田下字大岩五八七に接する道路の地先の大字横田下字
池場の道路		

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の一第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

● 佐賀県告示第八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、浜玉町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

大字横田下字西谷	大字横田下字西谷六八一四の地先の道路	五、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字岩根五三〇九の一部、五三一一三の一部、五三〇四、五三〇八の一部、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三七、五三七五及び五四〇五並びにこれらに伴う道路の区域		
大字東山田字岩根	大字横田下字大岩四六五三、四六六一、四六八二の一部、五四一の一部、五二六二の一部、五二七の一部、五二九の一部、五三〇四、五三〇八の一部、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三七、五三七五及び五四〇五並びにこれらに伴う道路の区域	大字横田下字鳥越二二〇三、一二一二一、一二一六三の一部、二二七五及び二二七六並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字小山田一四六五一、二四七七、二四七九、二四八二三、二四九六七から二四九六一まで、二五〇〇三、二五〇四、二五〇五三から二五〇五五まで、二五一二三、二五一四、二五一五、二五一六五、二五一六三、二五一二一四、二五一七一、二五一八、二五一九、二五三〇一、二五三二一、二五八六三及び二五八七四並びにこれらに伴う道路の区域	大字横田下字大岩四六五三、四六六一、四六八二の一部、五四一の一部、五二六二の一部、五二七の一部、五二九の一部、五三〇四、五三〇八の一部、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三七、五三七五及び五四〇五並びにこれらに伴う道路の区域	
大字東山田字二タ股	大字横田下字赤野五四〇三一、五四〇三二、五四〇五から五四〇七までの各一部、五四〇八、五四〇四の一部、五四〇六二、五四〇七、五四〇八六の一部、五四〇八七、五四〇八八の一部、五四〇九一の一部、五四〇九二の一部、五四〇六一の一部、五四〇一二の一部及び五四〇二の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字横田下字大岩五八七の一部 大字横田下字池場六〇七四の一部及び六一四一並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字赤野五四三〇一五の一部、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字小山田一五〇〇三の地先の道路 大字東山田字赤野五四三五及び五四三九の地先の道路	大字横田下字大岩四六五三、五四〇三一、五四〇五から五四〇七までの各一部、五四〇八、五四〇四の一部、五四〇六二、五四〇七、五四〇八六の一部、五四〇八七、五四〇八八の一部、五四〇九一の一部、五四〇九二の一部、五四〇六一の一部、五四〇一二の一部及び五四〇二の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字横田下字赤野五四三〇一五の一部、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字赤野五四三〇一五の一部、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字赤野五四三五及び五四三九の地先の道路	大字横田下字大岩四六五三、五四〇三一、五四〇五から五四〇七までの各一部、五四〇八、五四〇四の一部、五四〇六二、五四〇七、五四〇八六の一部、五四〇八七、五四〇八八の一部、五四〇九一の一部、五四〇九二の一部、五四〇六一の一部、五四〇一二の一部及び五四〇二の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字横田下字赤野五四三〇一五の一部、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字赤野五四三〇一五の一部、五四三八の一部及び五四三九の一部並びにこれらに伴う道路の区域 大字東山田字赤野五四三五及び五四三九の地先の道路	

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 有限会社ロイヤルサービス九州  
 所在地 佐賀市城内二丁目三番二十二号

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン唐津ケアセンター

所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇八一一七

指定年月日 平成十六年一月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人あさひ会

所在地 鳥栖市江島町三千三百番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 グループホームこすもす

所在地 鳥栖市儀徳町二千四百五十六番地

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇一〇九一四九

### ●佐賀県告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 佐賀県告示第八十八号  
 居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月一日

佐賀県告示第八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年二月十二日

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 佐賀市川副町大字早津江百八十八番地五  
 所在地 佐賀市川副町大字早津江百八十八番地五

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 有限会社ケアサポートゆうゆう  
 所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 ヘルパーサービスのぞみ  
 所在地 佐賀郡川副町大字早津江百八十八番地五

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 医療法人社団栄寿会  
 所在地 柴島郡江北町大字上小田二百八十番地一

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 グループホームほほえみ荘  
 所在地 柴島郡大町町大字福母二千五百九十一番地二十一

(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 グループホームほほえみ荘  
 所在地 柴島郡大町町大字福母二千五百九十一番地二十一

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川康

- 一 指定年月日 平成十六年二月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名 称 合資会社介護、福祉の相談所つどい  
所在地 佐賀市高木瀬東一丁目二番二十号

三 事業所の名称及び所在地

名 称 居宅介護支援事業所つどい  
所在地 佐賀市高木瀬東一丁目二番二十号

●佐賀県告示第八十九号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	15-294	レディースコミック〔微熱〕 3月号	セブン新社	09663-3	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15-295	レディースコミックSpecial AYA 3月号	宙出版	09671-3	
"	15-296	COMIC 美味しい熟女 Vol.29 3月号	(株)司書房	13591-3	
"	15-297	漫画ダイナマイト 3月号	辰巳出版(株)	05979-3	
"	15-298	漫画バンプ 3月号	(株)東京三世社	05955-3	
"	15-299	COMIC バズーカ ヴィーナス No.17 COMIC バズーカ 3月号増刊	辰巳出版(株)	13992-3 / 1 ①2004-3/19	
"	15-300	海賊ナンバーワン 3月号	(株)竹書房	02461-3	
"	15-301	本当にあったHな出会いの話 増刊Dr.ピカソ 3月号	(株)バウハウス	06636-03 ①2004/3/17	
"	15-302	Comic 人妻熟女ざかり Vol.87 3月号	(株)桃園書房	13721-3	
"	15-303	ザ・ベスト MAGAZINE No.238 3月号	KKベストセラーズ	14003-3	
"	15-304	URECCO gal 3月号	ミリオン出版	01865-3	
"	15-305	Dr.ピカソ No.108 3月号	(株)バウハウス	06635-03	
"	15-306	BACHELOR〔月刊バチエラー〕 3月号	(株)ダイアプレス	07537-03	
"	15-307	スーパー写真塾 3月号	(株)コアマガジン	15431-3	
"	15-308	アクトレス VOL.257 3月号	(株)リイド社	01471-03	

●佐賀県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十一日

●佐賀県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区間	の 区 域
一般国道 二〇七号	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	後の別 変更前
	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	幅員 メートル
	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	延長 メートル
	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	一、一七一・二
	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三〇六 五番一七地先から 杵島郡白石町大字湯崎字湯崎七三〇 七番地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇 八番地先まで	一、一七一・二
	杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇 八番地先まで		

●佐賀県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十二日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	一般国道 二〇七号	供用開始の期日
杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本松一 九一二番四地先から 杵島郡有明町大字坂田字五本松篭二 五〇番三地先まで	平成一六・二・一二	供用開始の期日
杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇 八番地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇 八番地先まで		

	県道 久間白石線	地先から まで	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三〇六五番一七
	ら	杵島郡白石町大字堤字堤三九六番一地先まで	杵島郡白石町大字湯崎字湯崎七三〇番地先か
	ま	杵島郡白石町大字堤字堤五一三番地先から	杵島郡白石町大字馬洗字神辺一〇〇八番地先
	ま	まで	まで
●佐賀県告示第九十二号	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	その区域を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。	平成一六・二・一一
平成十六年二月十二日	佐賀県知事 古川康		

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区分	区域	延長 メートル
杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一 七二五番一地先から ○八〇番一地先まで	一〇・五	二二・六	五六〇・八	五 六〇・三
杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本杉一 九五番二地先から 杵島郡有明町大字辺田字五本松一八 ○三番三地先まで	一八・〇	二一・一	七六〇・三	七 六六・九
杵島郡有明町大字辺田字二本松一八 ○三番三地先まで	一〇・五	二二・四	七六〇・三	七 六六・九
杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二〇一 六番一地先まで	一・一	三三・五	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字湯崎字湯崎一七一 二番一地先から	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川二〇一 六番一地先まで	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二三 四五番地先まで	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五 九番地先から	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二三 四五番地先まで	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四 番五地先から	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八 番五地先まで	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四八八 番地先から	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡白石町大字大渡字下一本松六 ○八番一地先まで	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡大町町大字福母字三本松八六 七番一地先から	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
杵島郡大町町大字福母字三本杉四八 一番二地先まで	一・一	二二・四	五九七・八	五 九七・八
八〇五・二	三六三・〇	一一〇・一	五九七・八	五 九七・八

		佐賀県知事 古川 康		供用開始の期日
路線名	供用開始の区間			
杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一 七二五番一地先から	杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一 七二五番一地先から	二一・〇	五六八・一	
杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本杉一 四八〇番一地先まで	杵島郡有明町大字戸ヶ里字二本杉一 四八〇番一地先まで	六・二	五六八・一	
杵島郡有明町大字辺田字五本松一八 〇三番三地先まで	杵島郡有明町大字辺田字五本松一八 〇三番三地先まで	一九・三	七七一・五	平成16・2・12
杵島郡有明町大字辺田字二本松一八 九五番二地先から	杵島郡有明町大字辺田字二本松一八 九五番二地先から	四・七	七七一・五	平成16・2・12
杵島郡白石町大字湯崎字湯崎一七一 二番一地先から	杵島郡白石町大字湯崎字湯崎一七一 二番一地先から	一九・三	七七一・五	平成16・2・12
杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川一〇一 六番一地先まで	杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川一〇一 六番一地先まで	七・六	三六八・八	平成16・2・12
杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五 九番地先から	杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五 九番地先から	四・一	七七一・五	平成16・2・12
杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二 四五番地先まで	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二 四五番地先まで	三・五	七七一・五	平成16・2・12
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四 番五地先から	杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四 番五地先から	七・五	五九七・八	平成16・2・12
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八 番地先から	杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八 番地先から	一四・〇	三六三・〇	平成16・2・12
杵島郡白石町大字大渡字下一本松六 〇八番一地先まで	杵島郡白石町大字大渡字下一本松六 〇八番一地先まで	五・二	八一二・〇	平成16・2・12
杵島郡大町町大字福母字三本松八六 七番一地先から	杵島郡大町町大字福母字三本松八六 七番一地先から	一〇・五	二〇〇・一	平成16・2・12
杵島郡大町町大字福母字三本杉四八 一番二地先まで	杵島郡大町町大字福母字三本杉四八 一番二地先まで	三・九・二		平成16・2・12
<b>前</b>				
杵島郡有明町大字辺田字二本松一八〇三番二 地先から	杵島郡有明町大字辺田字二本松一八〇三番二 地先から	二一・〇	五六八・一	
杵島郡有明町大字辺田字五本松一八九五番二 一地先まで	杵島郡有明町大字辺田字五本松一八九五番二 一地先まで	六・二	五六八・一	
杵島郡有明町大字辺田字二本杉一四八〇番 一地先から	杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一七二五番 一地先から	一九・三	七七一・五	平成16・2・12
杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一七二五番 一地先から	杵島郡有明町大字戸ヶ里字四本杉一七二五番 一地先から	二一・〇	五六八・一	平成16・2・12
<b>錦江大町線</b>				
杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五九番地先 から	杵島郡白石町大字馬洗字馬洗二八五九番地先 から	二一・〇	二〇〇・一	平成16・2・12
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四番五地先 から	杵島郡白石町大字大渡字岡崎四三四番五地先 から	三・九・二	五九七・八	平成16・2・12
杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二四五番地 先まで	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木二二四五番地 先まで	七・五	三六三・〇	平成16・2・12
杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八番五地先 から	杵島郡白石町大字大渡字岡崎四六八番五地先 から	一四・〇	二〇〇・一	平成16・2・12
杵島郡白石町大字大渡字下一本松六〇八番一 地先まで	杵島郡白石町大字大渡字下一本松六〇八番一 地先まで	五・二	八一二・〇	平成16・2・12
杵島郡大町町大字福母字三本杉八六七番一地 先から	杵島郡大町町大字福母字三本杉八六七番一地 先から	一〇・五		平成16・2・12
杵島郡大町町大字福母字三本杉四八一一番一地 先まで	杵島郡大町町大字福母字三本杉四八一一番一地 先まで	三・九・二		平成16・2・12
<b>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次</b>				
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。				
その区間を表示した図面は、平成十六年二月十二日から平成十六年三月十一日まで佐賀県土木部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成十六年二月十二日				
●佐賀県告示第九十三号				
●佐賀県告示第九十四号				

のふねの都市計画事業の変更を認可した。

平成十六年1月十一日

佐賀県知事 古川 康

1 施行者の名称

伊万里市

11 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画ト水道事業 伊万里市公共ト水道

11 事業施行期間

昭和五十四年1月11日から

平成10年1月11日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○ ◇ ■

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。

関係書類は、平成16年3月5日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

- (2) 代表者の氏名 橋本辰夫  
 (3) 主たる事務所の所在地  
 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号アイスクエアビル3階  
 (4) 定款に記載された目的  
 この法人は、持続可能な社会を実現するために、地域社会の人々に対して、環境問題についての啓発を進め、資源の有効利用・廃棄物の発生の抑制・再生資源の利用を促進する循環型社会形成のための事業を行い、環境の維持・保全につながる環境改善活動の推進に寄与することを目的とする。
- 
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のことおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。
- 平成16年2月12日 佐賀県知事 古川 康
- 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要  
 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヤマダ電機テックランド唐津店  
 唐津市大字和多田西山4475番地1 外  
 (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 大規模小売店舗を設置する者  
 株式会社ヤマダ電機  
 代表取締役 山田 昇  
 群馬県前橋市日吉町四丁目40番11号  
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者  
 株式会社ヤマダ電機  
 代表取締役 山田 昇

- 1 申請のあった年月日  
 平成16年1月5日  
 2 申請に係る特定非営利活動法人  
 (1) 名称 特定非営利活動法人さが環境推進センター

- (3) 群馬県前橋市日吉町四丁目40番11号  
大規模小売店舗の新設をする日  
平成16年9月29日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,702平方メートル
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数  
建物内駐車場 98台  
建物外駐車場 108台  
合 計 206台  
イ 駐輪場の位置及び収容台数  
敷地内東側 60台  
ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
敷地内西側 175.86平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物南側 125立方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地北側及び東側 2カ所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前9時から午後9時まで

平成16年1月29日  
3 関係書類の縦覧  
(1) 縦覧場所  
佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間  
平成16年2月12日から  
平成16年6月11日まで

4 その他  
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鹿島市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。  
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 シヨッピングセンターモリナガA 鹿島市大字高津原字一本松3511番地 外	
2 届出の内容	
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
3 意見の概要	

## (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名  
鹿島市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

## (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

## 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所  
佐賀県経済部商工課

## (2) 縦覧期間

平成16年2月12日から

平成16年3月11日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為  
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年2月12日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	第9号	
指定年月日	平成2年1月31日	
変更番号	変2	
変更年月日	平成16年2月2日	
位置指定	変後	佐賀郡大和町大字久池井字二本松1643番14及び1656番12
	変前	佐賀郡大和町大字久池井字二本松1643番14, 1643番16, 1643番19, 1656番6, 1656番7, 1656番8及び1656番9
幅員(メートル)	4.00	
延長(メートル)	68.92	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為  
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年2月12日

指定変更に係る図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。